

県新型コロナウイルス対応行動計画 改正の概要

平成21年10月30日

1 改定の考え方

- 1) 国の改定された行動計画(平成21年2月)、ガイドライン等の内容を反映させる。
- 2) 弱毒型ウイルスへの対応を明記し、ウイルスの性状にあわせて柔軟な対応を取ることができるようにする。
- 3) 今般の新型コロナウイルス(A/H1N1)発生時の対応実態にあわせて修正する。

2 具体的な修正内容

1) 国の行動計画、ガイドライン等の内容を反映

- ・ 行動計画の構成についても、国の行動計画の項目にあわせて整理し、国の対応と県の対応の関連をわかりやすいものとして記載。
- ・ 発生段階の表現を国の行動計画にあわせる。(8,9ページ)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を県人口の23%から45%に変更。また、薬剤としてタミフルに加えてリレンザも備蓄する。(17ページ)
- ・ 社会・経済機能の破綻を防止するための取組を記載(県及び事業者の事業の継続、生活必需品の確保、高齢者等への支援等の対策についても記載)。(19ページ)

2) 弱毒型ウイルスへの対応を明記

- ・ 患者数の推計に、このたび発生した新型コロナウイルス(A/H1N1)の場合を加える。(7ページ)
- ・ 対策の基本は強毒型ウイルスの発生に備えたものとするが、弱毒型ウイルスに対する記載も追記し、ウイルスの性状にあわせて柔軟な対応を可能とする。(10,11,12ページ)
- ・ 弱毒型に対する医療体制として、早い段階からの入院措置の解除や外来診療する医療機関の拡大を明記。(10ページ)
- ・ 社会・経済機能の維持については、発生した新型コロナウイルスが強毒型か弱毒型かを考慮し、感染拡大防止効果と社会影響を考慮した柔軟な対応を可能とする。(10,11,12ページ)

例:濃厚接触者への外出自粛要請は日常生活に必要な通勤通学までは妨げない、学校等の休業の期間や範囲を縮小する、など。

3) 今般の新型コロナウイルス(A/H1N1)発生時の対応実態にあわせた修正

- ・ 従来は国内発生期から設置するとしていた総合発熱相談センター・発熱外来を、海外発生期から設置し、発生地域からの入国者に対応。(9ページ)
- ・ 県民からの相談窓口は、新型コロナウイルスに関する相談全般を受け付ける総合発熱相談センター(総合事務所)に統一し、ワンストップで対応。(18ページ)